

茨城県介護施設等食材料費高騰 対策緊急支援事業費補助金

茨城県福祉部長寿福祉課

1 はじめに



本事業は、昨今の物価上昇を受け、入所系介護施設の食材料費等を対象に、規模（定員数）に応じて補助を行うものです。

補助対象の事業種別は以下のとおりですが、利用者に対する食事の提供について、公定価格（基準費用額など）が定められている施設種別と、公定価格の定めが無く、利用者への価格転嫁に制度上の制約がない施設種別で取扱いが異なります。

さらに、補助金の財源として、「国の補助金（医療・介護パッケージ）」と「物価高騰対応重点支援地方創生交付金」の2つがあるため、補助要綱を3種類に分け、それぞれについて、法人単位で申請していただく必要があります。

ア 公定価格の定めがあり、「国の補助金（医療・介護パッケージ）」によるもの

- ・介護老人福祉施設（特養）
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・短期入所生活介護（空床型除く）
- ・軽費老人ホーム

イ 公定価格の定めがあり、「物価高騰対応重点支援地方創生交付金」によるもの

- ・介護老人保健施設（老健）
- ・介護医療院
- ・養護老人ホーム

ウ 公定価格の定めが無く、「物価高騰対応重点支援地方創生交付金」によるもの

- ・特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・短期入所療養介護（みなし指定除く）

2 補助対象事業所・施設

食事提供が必要な入所系施設

※ ただし、以下の条件を満たしている事業所・施設に限る。

① 県内に所在すること、② 交付申請時点で指定等を受けていること、③ 公立を除く
なお、休止中の事業所・施設は対象外

※ 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断

No	種別
1	介護老人福祉施設（特養）
2	地域密着型介護老人福祉施設
3	短期入所生活介護（空床型除く）
4	軽費老人ホーム



5	介護老人保健施設（老健）
6	介護医療院
7	養護老人ホーム



8	特定施設入居者生活介護
9	地域密着型特定施設入居者生活介護
10	認知症対応型共同生活介護
11	短期入所療養介護

- ・ 事業種別により、補助要綱が3種類に分かれます。
- ・ 申請は法人単位で行う必要があり、また、補助要綱ごとに申請をしていただきます。
- ・ 一つの法人で、運営する施設種別が複数ある場合には、最大で3つの補助申請をしていただくことになります。
- ・ 自法人が運営する施設種別に関する要項を、よくご覧いただきますようお願いいたします。

3 補助対象事業・補助対象経費

(1) 補助対象事業

対象の施設・事業所における食料品の購入等

(2) 補助対象経費

ア 介護老人福祉施設（地域密着型含む）、短期入所生活介護（空床型除く）、軽費老人ホーム
令和7年12月16日（国補正予算成立日）から令和8年3月31日までの間に補助対象事業所・施設が負担した食材料費等（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ 介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム
アと同様

ウ 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、認知症対応型共同生活介護、短期入所療養介護（みなし指定を除く）
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に補助対象事業所・施設が負担した食材料費等（消費税及び地方消費税相当額を除く。）から、利用者負担（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を除いた額

※ 食材料費等としているが「等」とは、事業所・施設における食事提供に係る食材料費のほか、食事の準備を外注している場合の委託料

※ ア、イについては、国のQ&Aで令和7年12月16日以降であることと、利用者負担は考慮しないことが示されています。

一方、ウについては期間の定めはありませんが、公定価格（基準費用額など）の制限がないことから、補助対象経費から利用者が負担した分を差し引く必要があります。

4 補助基準単価・補助額

ア 介護老人福祉施設（地域密着型含む）、短期入所生活介護（空床型除く）、軽費老人ホーム

補助額は、事業所・施設ごとに補助対象経費の実支出額と補助基準額（補助基準単価18,000円／人に定員数を乗じた値）とを比較して少ない方の額

例1）介護老人福祉施設（定員50人の施設）

- ・ 実支出額
食材料費（R7.12.16～R8.3.31分） 3,500,000円
- ・ 補助基準額（補助基準単価×定員数）
18,000円 × 50人 = 900,000円
- ・ 補助額
900,000円

<交付額の算定>

- ・ 実支出額は、消費税及び地方消費税相当額を除きます。
- ・ 定員数は、令和7年4月1日時点の定員です。ただし、令和7年4月2日以降に新たに事業を開始した事業所・施設は、その指定等の日時点の定員とします。
- ・ 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。
- ・ 1事業所・施設当たり1回まで補助申請することができます。
- ・ **補助要項の申請様式の記載例を、よくご覧のうえ申請してください**

4 補助基準単価・補助額

イ 介護老人保健施設（老健）、介護医療院、養護老人ホーム

補助額は、事業所・施設ごとに補助対象経費の実支出額と補助基準額（補助基準単価18,000円／人に定員数を乗じた値）とを比較して少ない方の額

例2）介護老人保健施設（定員50人の施設）

- ・ 実支出額
食材料費（R7.12.16～R8.3.31分）3,500,000円
- ・ 補助基準額（補助基準単価×定員数）
18,000円 × 50人 = 900,000円
- ・ 補助額
900,000円

<交付額の算定>

- ・ 実支出額は、消費税及び地方消費税相当額を除きます。
- ・ 定員数は、令和7年4月1日時点の定員です。ただし、令和7年4月2日以降に新たに事業を開始した事業所・施設は、その指定等の日時点の定員とします。
- ・ 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。
- ・ 1事業所・施設当たり1回まで補助申請することができます。
- ・ **補助要項の申請様式の記載例を、よくご覧のうえ申請してください**

4 補助基準単価・補助額

ウ 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、認知症対応型共同生活介護、短期入所療養介護（みなし指定を除く）

補助額は、事業所・施設ごとに補助対象経費（食材料費から利用者負担を除いた額）の実支出額と補助基準額（補助基準単価18,000円／人に定員数を乗じた値）とを比較して少ない方の額

例3）認知症対応型共同生活介護（定員18人の施設）

- ・ 実支出額
食材料費（R7.4.1～R8.3.31分）8,541,000円 － 利用者負担7,884,000円
＝ 657,000円
- ・ 補助基準額（補助基準単価×定員数）
18,000円 × 18人 ＝ 324,000円
- ・ 補助額
324,000円

<交付額の算定>

- ・ 実支出額は、消費税及び地方消費税相当額を除きます。
- ・ 定員数は、令和7年4月1日時点の定員です。ただし、令和7年4月2日以降に新たに事業を開始した事業所・施設は、その指定等の日時点の定員とします。
- ・ 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。
- ・ 1事業所・施設当たり1回まで補助申請することができます。
- ・ **補助要項の申請様式の記載例を、よくご覧のうえ申請してください**

5 補助金手続きの流れ

補助金手続スケジュール

ア 介護老人福祉施設（地域密着型含む）・短期入所生活介護（空床型除く）・軽費老人ホーム

R7.4.1	～	12.16	R8.1月	2月	3月	4月	5月～
--------	---	-------	-------	----	----	----	-----

事業者

県

事業実施期間

県に補助金交付
申請書兼実績報
告書提出
(4/6～5/15)

県から補助
金交付決定
通知書兼額
の確定通知
書送付
(5/25～)

補助
金
の
交
付

イ 介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム アと同様

ウ 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）・認知症対応型共同生活介護・短期入所療養介護

R7.4.1	～	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月～
--------	---	-----	-------	----	----	----	-----

事業実施期間

県に補助金交付
申請書兼実績報
告書提出
(4/6～5/15)

県から補助
金交付決定
通知書兼額
の確定通知
書送付
(5/25～)

補助
金
の
交
付

〈留意事項〉

・ ア、イ、ウごとに法人単位による申請とします。（それぞれに補助要項があります）

例) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護・認知症対応型共同生活介護の3事業所を運営する法人の場合、

- ・ 介護老人福祉施設・短期入所生活介護の2事業所分を取りまとめて1つの申請、
- ・ 認知症対応型共同生活介護の1事業所分で1つの申請

の合計2申請となります。

6 提出書類



種別により、補助要項が3つに分かれます。該当する要項の様式を使用してください。

	提出書類	備考
(1)	補助金交付申請書兼実績報告書 (様式1号)	各様式の記入例はExcelファイル内にあり
(2)	事業所・施設別申請(実績)額一覧 (様式1号-1)	1施設・事業所当たり1回まで。法人ごとに取りまとめて一括申請
(3)	事業支出内訳書(個票) (様式1号-2)	各事業所の個票シートを1つのExcelファイルに集約
(4)	銀行口座情報及び支払先口座の通帳の写し	銀行口座情報Excelファイル及び「通帳の表紙部分」・「見開き1ページ目」の写し

<留意事項>

- ・必要に応じ、申請者から追加の資料を求め、補助対象か確認します。
- ・実績報告書の内容を証明する資料(領収書等)については、提出を求めませんが、県から求めがあった場合に提出できるよう、各事業所・施設において保管するようお願いします。
- ・令和8年3月31日までに物品等の納品等が完了していない場合は、事業が完了していないことになるため、補助金交付はありません。

<補助金の支払いについて>

- ・補助金の支払(振込)については、1つの申請書に対し、1つの口座に対して行います。

申請期限内に申請書を提出されますようお願いいたします。

申請書の記載方法や提出方法のお問合せは以下にお願いします。

【お問合せ先】

茨城県補助金審査窓口

電話番号：029-301-3490

受付時間：8：30～17：15（平日のみ）